|  |
| --- |
| **受益者負担金納入確約書**　下記の土地について、鹿屋市公共下水道事業受益者負担金条例施行規程に基づき納入することを確約します。　なお、確約書提出後、受益者負担金を滞納した時は、滞納処分（財産差押等）されても異議は申しません。記　　　　　　　　　　　　　　　　　　　丁目　　　　　　　　番　　　　　号　　土地の地番　　鹿屋市　　　　　　　町　　　　　　　　　番地　　　　　　　面　　　積　　　　　　　　　　　　　筆　・　　　　　　　　　　　　㎡　　納付義務者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞　　　　電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 排　水　設　備設　置　場　所 | 　　　　　　丁目　　　　　番　　　　　号鹿屋市　　　　　　町　　　　　　番地 |
| 使用者 | 住所 |  | 電話番号 |
| 氏名 |  |
| 職業 |  |
| 家屋の所有者 | 住所 |  | 電話番号 |
| 氏名 |  |
| 家屋の施工者 | 住所 |  | 電話番号 |
| 氏名 |  |
| 排水管施工者 | 住所 |  | 電話番号 |
| 氏名 |  |
| 協　　議　　日 | 　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 〇受益者負担金　下水道は、道路や公園のような一般の公共施設とは異なり、整備されることによって特定の利益を受ける人が、限られてきます。　受益者負担金は、下水道が整備される区域の人に負担していただくもので、下水道施設の貴重な建設財源の一部として使われます。　また負担金は、毎年納める税金とは異なり、一度限りです。　負担金の額 ＝ 区域内に所有する土地の面積 × 400円/㎡ |